

都道府県労働局雇用均等室の存続に関する要望書

地方分権改革推進委員会は、平成 20 年 12 月 8 日、政府に対し、都道府県労働局について、現行の組織を廃止し、ブロック機関に集約することを求める「第二次勧告」を提出した。しかし、同勧告に従って都道府県労働局雇用均等室が廃止されることになれば、男女共同参画社会の実現に支障を生じることが懸念される。

男女共同参画社会の実現のためには、男女間における就労の機会及び労働条件の均等、女性の人権や母性に対する配慮などの職場環境の維持が重要な条件となる。しかし、わが国における男女間の賃金格差を一例にとれば、男性の賃金を 100 とすると女性のそれは未だ 66.9 にとどまり、女性の管理職に占める割合はわずか 9.4% にすぎないなど、他の先進各国と比較して、わが国の女性の就労の機会及び労働条件の均等の立ち遅れは明らかである。

しかも、職場におけるセクシャルハラスメントが後を絶たず、また第一子出産を機に退職する女性が約 7 割も見られるという現状に鑑みると、女性が働きやすい職場環境が整っているとは言い難い。

男女共同参画社会を実現させるためには、これらの山積した課題を一つ一つ地道に解決していくなければならないが、そのためには、かかる問題を専門的かつ機動的に取り扱うことのできる権利救済機関が重要な役割を果たすことになる。現在、かかる役割を中心的に果たしているのは、男女雇用均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法等の施行機関であり、相談援助等を実施する都道府県労働局雇用均等室である。ところが、上記「第二次勧告」に従い都道府県労働局が廃止されることになれば、女性労働者が身近な機関で権利救済を求めることが困難となってしまう。

千葉労働局雇用均等室は、年間約 3200 件の相談を受け付け、また法違反に対する指導も約 250 件に及ぶなど（平成 19 年実績）、地域に根ざした働く者の権利保障と法に沿った雇用管理制度に大きく貢献してきた。この雇用均等室が廃止されてしまうと、千葉に在住・勤務する女性労働者は、東京の窓口まで労働相談に行かなければならなくなることが予想され、その権利救済に大きな支障をきたすことが懸念されるのである。

以上のとおり、雇用均等室を地域から撤退させることは、男女共同参画社会の実現に重大な支障を来たすことになるのである。よって、当会は、都道府県単位に雇用均等室を存続させること及び雇用均等室の機能を縮小することのないよう強く要望するものである。

平成 21 年 2 月 24 日

千葉県弁護士会 会長 小倉 純夫

